

北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金交付要綱

(通 則)

第1条 北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金(以下「補助金」という。)の交付については、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この要綱は、北九州市内において早期に水素ローカルサプライチェーン構築を図ることを目的として、市内における低炭素水素の製造事業及び FC 商用車対応水素ステーション整備の実現可能性調査に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)水素ローカルサプライチェーン 事業者が市内で水素の製造供給を行い、他の事業者が既存化石燃料からの燃料転換のため市内において水素の利用を行う供給網をいう。
- (2)市内における低炭素水素の製造事業 事業者が市内で低炭素水素を製造供給し、他の事業者が既存化石燃料からの燃料転換のため市内で低炭素水素を利用する事業であって、事業を実施するうえで必要となる関係法令の届出又は許可を済ませた事業又は取得見込みがある事業のことをいう。
- (3)低炭素水素 水素一キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量が三・四以下である水素のことをいう。
- (4)水素製造供給価格 低炭素水素の製造を行う事業者が製造する水素の価格であって、本事業により補助される金額分が減額されていない価格をいう。
- (5)水素製造供給量 低炭素水素の製造を行う事業者が製造し、事業者が市内で低炭素水素を利用する量をいう。
- (6)FC 商用車対応水素ステーション整備の実現可能性調査 トラック、バス等の大型 FCV の水素充填が可能となる水素ステーション整備について、検討段階での基礎調査や詳細設計に向けた要件整理を行うことをいう。詳細設計、実証事業、設備調達及び建設工事は対象外とする。

(補助金交付対象事業)

第4条 北九州市における水素ローカルサプライチェーン構築を図る事業であって、第15 条に規定する完了報告期限日までに完了する事業であり、次の各号に掲げるものでなければならない。

- (1)市内における低炭素水素の製造事業(以下「低炭素水素製造事業」という。)
- (2)FC商用車対応水素ステーション整備の実現可能性調査(以下「FS」という。)

(補助金交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の各号に掲げる要件すべてを備えたものでなければならない。

- (1)第 4 条に規定する事業を行う企業、団体等の事業者。
- (2)市税を滞納していないこと。

(3)第4条に規定する事業を行う際に法令に違反するおそれがないものであること。

(4)次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、第4条に規定する事業に必要な経費のうち、別表1に掲げるものとする(消費税相当分及び地方消費税相当分を含む額とする)。

(補助金の交付及び額)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった事業者のうち、第5条各号に掲げる要件をすべて備えた者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助金の額は、次の各号に示す方法で得た額の範囲内の額とする。

(1)低炭素水素製造事業にあっては、水素製造供給量に対し別表1に掲げる補助単価を乗じて得た額。

(2)FS にあっては、補助対象経費に5分の4の率を乗じて得た額とし、200万円を上限とする。

3 補助の対象となる期間は、次の各号に示すものとする。

(1)低炭素水素製造事業にかかる期間は、第13条に規定する交付決定から第15条に規定する完了報告の日までとする。

(2)FS にかかる期間は、第13条に規定する交付決定から第15条に規定する完了報告の日までとする。

4 低炭素水素製造事業にあっては、前年度と同一の補助金交付対象者に対する補助(以下「更新」という。)を妨げない。ただし、更新の回数は2回以内とし、別表1に掲げる補助単価を適用する。

5 複数の事業者が共同で第4条に規定する事業を行う場合、補助金の交付はその代表者に対して行うものとする。

6 第2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(他の制度との併給制限)

第8条 市長は、この要綱による補助金の交付を受ける事業者が同一の事業内容について、国、県及び関係団体から補助等を受ける場合、当該補助等を受ける額を補助対象経費から控除する。ただし、この要綱による補助金の交付決定後、交付額を除く経費に対して、国、県及び関係団体から補助等を受ける場合は、この限りでない。

2 第1項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受ける事業者が同一の事業内容について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第10条第1号イに規定する補助等を受ける場合の併給を認めないものとする。

3 市長は、この要綱による補助金の交付を受ける事業者が同一の事業内容について、北九州市及び北九州市から出資を受けている団体が実施する事業の補助を受ける又は受けた場合の併給を認めないものとする。

(計画書の提出)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が定める日までに北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金計画書(以下「計画書」という。)を提出しなければならない。

2 前項に規定する計画書を提出しようとする者は、計画書のほか次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 直近2年分の決算報告書等の写し
- (3) 事業予算書及び内訳書(ただし、低炭素水素製造事業にあつては内訳書の提出は不要とする。)
- (4) 別表1に掲げる補助対象経費のうち、「2(3) 委託・外注費」については見積書、設計書等
- (5) 計画書提出日時点において、発行から3ヶ月以内の履歴事項全部事項証明書または現在事項全部証明書の写し
- (6) 役員名簿
- (7) 国や県、市等の他の制度の補助を受けた実績や申請中の制度がある場合、その内容が分かる資料
- (8) その他市長が必要と認める書類

(意見の聴取)

第10条 市長は、計画書を審査するに当たり、北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金審査検討会(以下「検討会」という。)を開催し、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

(採択)

第11条 市長は、前条の規定による検討会の意見を尊重し、計画書の内容を審査した後、採択又は不採択を決定し、その旨を事業者に通知する。

(補助金の交付申請)

第12条 採択の通知を受けた者は、補助金の交付を受けるに当たって、通知を受けた日から7日以内に北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第13条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があつた場合は、交付申請書の内容を審査し、交付決定を行い、その旨を事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(交付決定取消し)

第14条 市長は、交付決定された者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しにより申請者に損害があつても、市長はその損害の賠償

の責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第7条第2項による補助金の額を交付決定されたのち、第8条に規定する他の制度との併給を受けていると認められたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 役員等(法人の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (10) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (11) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(完了報告)

第 15 条 交付決定者は、当該年度中に第4条に規定する事業を終了させ、当該年度の2月28日までに、北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金完了報告書(以下「完了報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定及び通知)

第 16 条 市長は、前条に定める完了報告書の提出があったときは、内容を審査し、第4条に規定する事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 17 条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後、支払うものとする。

(交付請求)

第 18 条 交付決定者は、第 16 条に定める通知を受けた日から7日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 19 条 第 14 条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、市長は、すでに交付されている補助金の全額又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(変更及び中止)

第 20 条 交付決定者は、第4条に規定する事業を変更又は中止しようとするときは、変更

あつては北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金変更申請書を、中止にあつては北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金中止申請書を、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

(成果の帰属)

第 21 条 成果は、市と交付決定者との間に別段の合意がある場合を除き、交付決定者に帰属する。

(成果報告)

第 22 条 交付決定者は、第4条に規定する事業の完了後、市長から報告を求められたときは、成果について、市長に報告しなければならない。

(諸様式)

第 23 条 計画書等の様式は、別表2に定めるとおりとする。ただし、別表2に定める様式によりがたい特別の理由があるときは、当該様式を適宜補正することができる。

(委 任)

第 24 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第25条 本要綱の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請等を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第9条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、押印または署名等をするものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であつて各号のいずれかに該当するものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(1) 電子証明書による電子署名が付されたもの(マイナンバーカードや商業登記電子証明書など)

(2) 申請者から届け出があつた電子メールアドレスから送信されたもの

(3) G ビズ ID による認証を経たもの

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

1 低炭素水素製造事業に係る補助対象経費

(1)低炭素水素の製造に係る経費

2 FSに必要な経費に係る補助対象経費

(1)直接人件費

(2)補助人件費(人材派遣含む)

(3)委託・外注費

(4)旅費、会議費・謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、その他諸経費

経費計上する請負契約又は委託契約(委託・外注費等)がある場合は、補助金交付対象者が提出する実績報告書において、請負先事業者・委託先事業者の事業者名、契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料(実施体制図含む)を添付すること。

補助対象経費をすべて「委託・外注費等」で計上しないこと

3 低炭素水素製造事業に係る補助単価

補助単価は下表のとおりとする。なお、表中の既存化石燃料価格とは、財務省貿易統計天然ガス CIF 価格の直近 3 年平均を熱量比で水素換算して得た価格をもとに市長が定める価格とする。

補助期間	補助単価
1年目	当該年度(1年目)の水素製造供給価格と既存化石燃料価格の差額(十円未満は切捨)とし、補助単価上限額を 1,650 円/kg とする。
2年目	当該年度(2年目)の水素製造供給価格と既存化石燃料価格の差額(十円未満は切捨)とし、補助単価上限額を 1,100 円/kg とする。 ただし、第 7 条第 4 項による更新事業の補助単価上限額については、1 年目より製造供給量が増加する量及び2年目に新規に製造供給する量のいずれも 1 年目の補助単価上限額を適用する。
3年目	当該年度(3年目)の水素製造供給価格と既存化石燃料価格の差額(十円未満は切捨)とし、補助単価上限額を 550 円/kg とする。 ただし、第 7 条第 4 項による更新事業の補助単価上限額については、2 年目に製造供給量が増加した量及び2年目に新規に製造供給した量のいずれも 2 年目の補助単価上限額を適用する。また、2 年目より製造供給量が増加する量及び 3 年目に新規に製造供給する量のいずれも 1 年目の補助単価上限額を適用する。

別表2

1 低炭素水素製造事業に係る様式

- (1)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金計画書(第9条関係)
様式1、様式1-1、様式1-2
- (2)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金交付申請書(第12条関係)
様式2
- (3)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金交付決定通知書(第13条関係)
様式3
- (4)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金完了報告書(第15条関係)
様式4
- (5)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金交付額確定通知書(第16条関係)
様式5
- (6)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金変更申請書(第20条関係)
様式6
- (7)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金中止申請書(第20条関係)
様式7

2 FSに係る様式

- (1)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金計画書(第9条関係)
様式8、様式8-1、様式8-2
- (2)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金交付申請書(第12条関係)
様式9
- (3)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金交付決定通知書(第13条関係)
様式10
- (4)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金完了報告書(第15条関係)
様式11
- (5)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金交付額確定通知書(第16条関係)
様式12
- (6)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金変更申請書(第20条関係)
様式13
- (7)北九州市水素ローカルサプライチェーン構築補助金中止申請書(第20条関係)
様式14